

ID: 110

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	既存の一の建築物について二以上の工事の全体計画の認定		
法令名称 根拠条項	建築基準法 第86条の8第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】 法第86条の8第1項及び第2項の規定による。 (既存の一の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和) 第86条の8 第3条第2項の規定によりこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けない一の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合において、特定行政庁が当該2以上の工事の全体計画が次に掲げる基準に適合すると認めたときにおける同項及び同条第3項の規定の適用については、同条第2項中「建築、修繕若しくは模様替の工事中の」とあるのは「第86条の8第1項の認定を受けた全体計画に係る2以上の工事の工事中若しくはこれらの工事の間の」と、同条第3項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、第3号又は第4号に該当するものにあつては、第86条の8第1項の認定を受けた全体計画に係る2以上の工事のうち最後の工事に着手するまでは、この限りでない」と、同項第3号中「工事」とあるのは「最初の工事」と、「増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替」とあるのは「第86条の8第1項の認定を受けた全体計画に係る2以上の工事」とする。 (1) 一の建築物の増築等を含む工事を2以上の工事に分けて行うことが当該建築物の利用状況その他の事情によりやむを得ないものであること。 (2) 全体計画に係るすべての工事の完了後において、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地が建築基準法令の規定に適合することとなること。 (3) 全体計画に係るいずれの工事の完了後においても、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障、安全上、防火上及び避難上の危険性並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害性が増大しないものであること。 2 前項の認定の申請の手続その他当該認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和元年 6 月 25 日